令和８年（フ）第５６７号
広島市中区吉島新町２丁目20番14―201号
破産者　太田由貴子
1　決定年月日　令和８年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第４５９号
香川県高松市太田下町2349番地５　ノーブル太田107
破産者　三好　　彩
1　決定年月日　令和８年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１２７号
長崎県長崎市小浦町980番地６
破産者　山崎　洋子
1　決定年月日　令和８年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１４２号
長崎県長崎市曙町34番43号
破産者　太田　　靖
1　決定年月日　令和８年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第３２号
北海道小樽市清水町36番７号
破産者　神野　武史
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

令和８年（フ）第８号
北海道根室市光洋町１丁目41番地３
破産者　岡部　将也
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所根室支部

令和８年（フ）第１７号
北海道標津郡中標津町東三十三条北２丁目４番地１
破産者　中矢　勝幸
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所根室支部

令和８年（フ）第７０号
秋田県南秋田郡八郎潟町浦大町字豊坂46番地17
破産者　北嶋　武徳
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第６８０号
横浜市港北区大倉山３丁目21番１―１号
破産者　古賀　敏哉
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１１１２号
横浜市都筑区牛久保東２丁目６番５号　リベルタ202
破産者　原川　幸多
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１１４３号
横浜市都筑区中川５丁目９番６号　エスポアール壱番館101
破産者　天満　弓紫（旧姓大竹）
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１１４７号
横浜市戸塚区名瀬町237番地１　ソフィア戸塚アクアステージ101号
破産者　和田　浩二
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１１６０号
横浜市磯子区栗木３丁目６番20号
破産者　山下　美帆
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１１９５号
神奈川県茅ヶ崎市南湖３丁目10番23号
破産者　大塚　幸郎
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１３１９号
横浜市港北区小机町131番地１　レオパレスクレアⅡ　202号室
破産者　鷹好　茂春
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１３５４号
神奈川県綾瀬市寺尾台３丁目10番45号
破産者　橋口　雅人
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３８号
新潟県長岡市今朝白１丁目14番48号　コーポラスミトモＡ棟106号室
破産者　藤原　　拓
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第６５号
長野県上田市古里836番地１　ランドマーク古里406号、前住所・前々住所長野県上田市浦野1088番地１、東京都世田谷区経堂２丁目33番10号グランデュオ経堂ⅩⅦ402
破産者　木藤　海斗
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

令和８年（フ）第１１４号
静岡県沼津市戸田1497番地の３、前住所東京都港区西麻布４丁目15番２―513号
破産者　野田　宏泰
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係